

令和３年 第２回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第６９号

令和３年第２回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年５月２４日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和３年６月２日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和３年第２回まんのう町議会定例会会議録（第４号）

令和３年６月１５日（火曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
-----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会、総務常任委員会の各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月14日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第2回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正について

日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度琴南小学校大規模改修工事（建築））

日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

日程第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））

日程第 10 議案第 8 号 まんのう町道路線の認定について

日程第 11 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について

日程第 12 議案第 10 号 まんのう町道路線の廃止について

日程第 13 議案第 11 号 令和 3 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号

日程第 14 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番、小山直樹君、4 番、京兼愛子君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る 6 月 7 日、午前 9 時 30 分より、全員協議会室におきまして、委員 5 人全員、議長同席の下、執行部より、町長、副町長、教育長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

6 月定例会本会議におきまして、同委員会に付託されました議案は、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号の 3 議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。

初めに、議案第5号 工事請負契約の締結について（令和3年度琴南小学校大規模改修工事（建築））説明があり、予算額は1億円で、財源内訳は合併特例債と一般財源である。合併特例債は充当率95%であるため、1億円のうち9,500万円が合併特例債、500万円が一般財源である。なお、合併特例債には70%の交付税措置があるため、6,650万円が交付税措置の対象となるとの説明がありました。

委員より、改修における工事の積算は誰がしているのか。大規模な改修工事が必要な建物ならば、壁の亀裂等の経年劣化はあってしかるべきである。最初からしっかりとした見積りを行い、できる限り追加の予算が発生しないようにしてもらいたいとの質疑があり、執行部より、今回の工事設計は鉄川建築設計事務所が行った。基準に基づいて積算を行っているが、実際に足場を組んで工事に着手したときに発見される亀裂などもあるため、追加の予算が発生することもある。指摘されたことも考慮し、できる限り増額とならないように努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））説明があり、まず低入札価格調査制度について、まんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領に基づき、設計金額5,000万円以上の工事でのこの制度を適用するとしている。低入札価格調査基準価格を下回り、失格基準価格以上であった場合には、低入札価格調査に関する事務取扱要領に基づき仕入れ先等の調査を行い、落札業者を決めることになるとの説明がありました。

委員より、今回の入札にこの制度を取り入れた根拠は何か。低入札価格調査は誰が行うのかとの質疑があり、執行部より、根拠はまんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領に、設計金額5,000万円以上の工事にこの制度を適用するとしているからである。今回、初めて適用したものではなく、これまでの工事についてもこの制度を適用している。また、調査については事務取扱要領にも明記されているが、副町長、総務課長、建設土地改良課長等で構成した委員会で調査を行うとの答弁がありました。

委員より、町の低入札価格調査基準価格はどうやって決めているのかとの質疑があり、執行部より、国の基準に準じて県の基準があり、県の基準に準じて町が決めているとの答弁がありました。

委員より、入札時に経営事項審査の総合数値を適用しているが、点数の違いは何によるものなのかとの質疑があり、執行部より、工事の規模によって違う。大きな工事になれば実績も必要であるため、町が求める総合数値も高くなるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））説明があり、予算額は10億円で、財源の内訳は過疎対策事業債を100%充当する。なお、過疎対策事業債には70%の交付税措置があるため、7億円が交付税措置の対象となる。この工事は低入札価格調査基準価格を下回る2億150万円で落札したものである。このことは議案第6号で説明したように、失格価格以上であったため、まんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領に基づく調査を行い、落札を決

定したとの説明がありました。

委員より、新築工事の場合は追加の金額が発生することがないようにしてもらいたい。どうしても追加工事が発生する場合には、事前に議会に伝えてもらいたいとの意見があり、執行部より、できる限り追加工事がないように設計をしているが、工事の途中で現場からの指摘や利用者等から追加の要望も出てくることがある。追加の工事が必要になった場合には、その都度は難しいが、早い段階で委員会などで報告するように努めるとの答弁がありました。

委員より、失格価格を設けているのは適正な履行の確保や下請業者への不当なしわ寄せ防止のためであると思うが、入札に参加した２社のうち、より失格価格に近い業者を選び、調査を行ったのはどうしてなのか。金額にそれほど大きな差はないため、２業者に調査を行うことはできなかったのかとの質疑があり、執行部より、低入札価格調査基準価格を下回っていても、失格基準価格以上であれば適正な工事の履行等が行われると判断している。競争入札においては、より低価格業者と契約する原則がある。今回の場合は競争入札であるため、まず、より低価格で入札した業者から調査を行う。この原則にのっとり、より低価格を提示した業者の調査を行った結果、問題がないことを認め決定したとの答弁がありました。

以上、付託された議案につきまして、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第４１条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第５号 工事請負契約の締結について（令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築））、全会一致で可。議案第６号 工事請負契約の締結について（令和３年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））、全会一致で可。議案第７号 工事請負契約の締結について（令和３年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月8日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員出席、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第8号、議案第9号、議案第10号の3議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第8号 まんのう町道路線の認定について、執行部より、現在、琴平町が県単事業で施工している道路があり、この路線に接続し、地元の交通利便性を上げる目的で道路改良工事を行うため、新規認定するものであるとの説明がありました。

委員より、起点側と終点側につながる道路について質疑があり、執行部より、終点側は満濃池幹線水路の管理道を琴平町が町道として改良している。起点側は町道鱈池五條線でこれらをつなぎ、周回できる一体の道路とする計画であるとの答弁がありました。

次に、議案第9号 まんのう町道路線の変更について、執行部より、今回、3路線の変更で、路線名、本目前山線については一部が山林化し、道路として利用していない状態であるため、その部分を町道から外すものである。逆に、新目山口線については、本目前山線で町道から外した部分のうち通行できる部分を取り込み、道路延長を延伸するものである。路線名、西深田線については、県広域水道企業団より土器川浄水場の廃止に併せ、高屋原浄水場から水道管を引く際に、町道認定していないと事業が国庫補助の対象とならないとの要請があり、変更を行うものであるとの説明がありました。

委員より、本目前山線について、縮小する道路線の変更で地元到了解を得ているのかとの質疑があり、執行部より、地元の自治会長に説明し、了解を得たとの答弁がありました。

委員より、西深田線について、終点は行き止まりなのかとの質疑があり、執行部より、終点の先には道路があり、県道までつながっているとの答弁がありました。

次に、議案第10号 まんのう町道路線の廃止について、執行部より、新目前山線については、町道路線廃止後の道路の維持管理を香川県森林センターが行う予定となっているとの説明がありました。

委員より、これにより交付税が幾ら減るのかとの質疑があり、執行部より、概算で約3万3,000円の減額が見込まれるとの答弁がありました。

委員より、香川県森林センターが管理することだが、管理が不十分だった場合、町として指導できるのかとの質疑があり、執行部より、町道の認定を外した後は森林センターの管理道として香川県が全責任を持って維持管理するとの合意を得ているとの答弁がありました。

委員より、災害が発生した場合の責任の所在について質疑があり、執行部より、災害等が発生した場合の責任の所在については、香川県森林センターと協議するとの答弁がありました。

委員より、町道を廃止することで影響のある山脇自治会にも説明してほしいとの意見がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第8号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町道路線の廃止について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月10日、全員協議会室におきまして、委員全員出席、教育民生常任委員長同席の下、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号と議案第11号の2議案であります。

初めに、教育民生常任委員長より、議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いします。

それでは、付託案件について審査を行いましたので、結果を報告いたします。

執行部より、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,605万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億5,431万円とするものである。今回の補正は、住民税非課税のひとり親を除く世帯に対して子供一人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金事業費」を新規計上するものである。この事業は国の制度としてコロナ禍における低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から特別給付金を支給するもので、財源は全額国庫補助金となっている。ひとり親世帯については

県が実施主体であるが、独り親以外の世帯については市町村が実施主体であるため、予算を計上するものであるとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

次に、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正については、この改正は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴う町税条例等の一部改正で、個人の町民税の非課税の範囲について、非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の国外居住親族の取扱いの見直しをするものである等の説明がありました。

委員より、改正の適用年月日はいつからかとの質疑があり、執行部より、34条の7、附則第6条関係については、令和4年1月1日より適用する。24条、36条の3の3、附則第5条関係については、令和6年1月1日より適用するとの答弁がありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員理解して了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の結果報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 委員長報告の中で、税条例の一部改正について審議内容の報告がありました。私、提案時に質問を申し上げたんですけれども、その内容は、改正によりその影響を受ける人が何人いるのかと、対象ですね。それから、それによって、その対象になった人が負担が増えるのか、減るのか。そして、それが税収の増収、あるいは減収にどう影響するのか、その試算値を会期中に報告してほしいというものでありました。外国人のところのだけタブレットに載っておりますが、ほかのところはタブレットに載っていない。

税条例の検討は私たちにとって非常な難問です。住民税法を読み解くことは至難の業であり、税条例の構成をつかむことも、相当お勉強しても分かるか分からんか分からんぐらいのことですね。我々が審議できるとしたら、住民生活にいかなる影響があるのか、税収が増えるのか、減るのか、住民の負担が高いのか、下がるのか、この1点は論議できる。これが我々課税の自治権、政府が住民税法を改正したら、直ちに住民税は変わるのではない。標準税率とか基本を政府は法律で示すのであって、それを採択する、しないは、我々

の自治課税権であります。最も重要な税条例の改正について、住民への影響の報告を受けないで審議することはいかなるものか。こうした審議の方法の工夫が要るんだろうと思います。

委員長をお願いします。この試算を、これからで結構ですから、出していただく。それから、試算ができないものは無理だと言ってもいい。とにかくにも予測し、試算することが大事であります。それを本町の税条例の審議の慣例とすれば、住民代表として我々の責務は全うできるのではないか。委員長、執行部へこれを求めていただくようにお願いできますでしょうか。

○大西樹議長 9 番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 ただいまの竹林議員の質疑に対しまして、お答えに十分なるかならんかは私も十分分からん部分があるので、ちょっとお答えいたします。

この税条例改正に伴う影響額等については、執行部の説明は、それから委員会での質疑はありませんでした。ただし、その後より、執行部より改正による対象となる人数や雇用している事業者側が控除対象を扶養親族として判定しているため、影響は少ないと考えているということです。

そして、外国人の、今、あれがありましたが、課税対象に登録された外国人の課税状況としては、令和 2 年度課税台帳に登録された外国人は 1 6 3 名であり、うち扶養控除該当しとるものが、これはタブレットに入れておりますんで、今、竹林議員もおっしゃられたが、7 0 名で、課税者は 1 4 名、それから所得非課税者が 1 4 名、あとは均等割の非課税が 4 2 名、それで 7 0 名になるんですが、今、竹林議員がおっしゃられたように、この部分が委員会でもちょっと不足漏れいうか、説明漏れがあった部分について、十分な審議はできてなかったんで、極力執行部とも相談して、竹林議員のおっしゃるような方向に向きたいと思います。以上で説明になりますかどうか、お願いします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 6 議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正について

○大西樹議長 日程第 6、議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 工事請負契約の締結について（令和3年度琴南小学校大規模改修工事（建築））

○大西樹議長 日程第7、議案第5号 工事請負契約の締結について（令和3年度琴南小学校大規模改修工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 工事請負契約の締結について（令和3年度琴南小学校大規模改修工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

○大西樹議長 日程第8、議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））

○大西樹議長 日程第 9、議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 8 号 まんのう町道路線の認定について

○大西樹議長 日程第 10、議案第 8 号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 まんのう町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第 11、議案第 9 号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町道路線の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 まんのう町道路線の廃止について

○大西樹議長 日程第12、議案第10号 まんのう町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 まんのう町道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第13、議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第１４、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査について、また、議会運営委員長より議会運営を効率的、円滑に行うため、閉会中の継続調査についてそれぞれ申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和３年第２回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時１４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 1 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員